

平成 28 年 3 月 15 日
西宮市健康福祉局

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定取消について

1 概要

下記の事業所について、不正請求等の事実が認められたため、介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す。

2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者

法人名 上月合同会社（代表社員：上月洋如）

(2) 事業所

名 称 ルナ春風
所在地 西宮市上之町 1-32
事業の種類 居宅介護支援

3 指定取消日 平成 28 年 3 月 31 日

4 指定取消しの理由

不正請求及び虚偽の報告

利用者の居宅サービス計画等について虚偽の記録を作成し、不正に介護報酬を請求し、これを受領した。

5 経済的な措置

不正に受領した介護報酬（約 128 万円）を返還させるほか、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を加え、合計約 180 万円を返還させる。

以上

問い合わせ先

福祉のまちづくり課（指定取消に関すること）	0798 - 35 - 3152
法人指導課（監査に関すること）	0798 - 35 - 3082
介護保険課（給付・返還金に関すること）	0798 - 35 - 3048